



ロウバイ



会計事務所  
ゆいパートナーズ

# 事務所だより

〒541-0047  
大阪市中央区淡路町2-1-10  
ユニ船場 405  
TEL 06(6226)1165(代)  
<https://yuipartners.jp>

## ◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

- 国 税 / 令和4年分所得税の確定申告  
2月16日～3月15日  
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
2月28日
- 国 税 / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間  
申告(年3回の場合) 2月28日
- 国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人  
税の確定申告及び納付 2月28日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	.	.	.	.

地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付  
市町村の条例で定める日

ワン  
ポイント

**国税のスマホアプリ納付** 専用のWebサイト「国税スマートフォン決済専用サイト」から、納税者が利用可能なPay払い(〇〇ペイ)を選択して納付する手続方法。事前手続き不要、原則として全税目の納付が可能で、一度の納付利用上限は30万円とされていますが、領収証書は発行されません。なお、クレジットカード納付と違い決済手数料は無料です。

# 税金クイズ

昭和60年(1985年)11月に、「税を知る週間」に合わせたPRのために作成された「オール税金いろはかるた」は、カルタ文化が盛んなある地域の小学生を対象に制作されました。その地域とは、次のうち、どれでしょう。

- ①滋賀県 ②福井県 ③群馬県

## 【解説】

「印紙税 受け取り出すたび 顔を出す」

これは、昭和60年(1985年)11月、群馬県の前橋税務署が作成した『オール税金いろはかるた』の冒頭「い」の読み札です。

群馬県は、太平洋戦争後、都道府県単位で作成された最初の郷土かるた「上毛かるた」で知られており、その「上毛かるた」は独自の競技大会を行うほど親しまれています。

『オール税金いろはかるた』は、当時の前橋税務署長(神津典男氏)の発案によって作成されたもので、群馬県税務課・群馬県地方課・前橋市税務関係3課が協賛し、昭和60年11月の「税を知る週間」に、カルタの横に解説を付けた冊子の形で発表され、翌年には、社団法人前橋法人会が読み札、取り札の一般的なカルタの形にして発行されました。とはいっても、制作には大変苦労したようで、特に「さ」の札である「三十万円を超えた車は 中古でもかかる自動車取得税」や「ろ」の札である「六十万円 超える贈与に 贈与税」といった金額で文言が始まるものは、多少の無理もあったと記録されています。

この後、平成元年の税制改正によって消費税が導入され、多くの税金が廃止されたことから、平成5年には前橋税務署が新しい『税金いろはかるた』を作成しました。

正解は、③群馬県でした。

## 減価償却資産の事業供用日

減価償却資産とは、建物等一定の資産で、事業の用に供しているものをいいますが、事業の用に供したか否かは、業種・業態・その資産の構成および使用の状況を総合的に勘案して判断することになります。

「事業の用に供した日」とは、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った

日をいいます。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでなく、機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。

賃貸マンションの場合には、建物が完成し、現実の入居がなかつた場合でも、入居募集を始めていけば、事業の用に供したものと考えられます。

## KEY WORD

### 消費税の簡易課税制度

簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です。

具体的には、その納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類区分(事業区分)に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。

簡易課税制度は、簡易で事務負担が少ない便利な制度ですが、一方で、消費税額が還付となることはありません。選択の際にはメリット・デメリットをよく検討する必要があります。

所得に該当しないという判断がされることとなります。

### 事業所得と業務に係る雑所得等の区分 (イメージ)

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超		概ね業務にかかる雑所得
300万円以下	概ね事業所得 <sup>②</sup>	業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

【国税庁資料】

## 5 必要経費に係る注意点

必要経費とは、総収入金額に  
対応する売上原価その他その総  
収入金額を得るために直接要し  
た費用の額、また、その年に生  
じた販売費・一般管理費、その  
他の業務上の費用の額とされて  
います。

(1) 修繕費と資本的支出  
ここでは、特に注意すべき点  
について確認します。

固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額は、修繕費として支出した時の必要経費となります。

一方、使用可能期間を延長させ、または価値を増加させるものである場合は「資本的支出」となり、減価償却資産として減価償却の対象とされます。ただし、資本的支出であつても、20万円未満である場合などは、修繕費とすることが出来ます。

(2) 親族に支払う給料、家賃等に、事業主が生計を一にする親族を除きます。家賃・借入金利子などを支払っても、その金額を必要経費に算入することはありません。

ただし、例えば、その親族の所有する建物を事業の用に供した場合には、その建物に係る固定資産税・減価償却費などは、その事業主自身の必要経費に算入することができます。

(3) 必要経費と家事関連費の区分  
家事関連費とは、家事上の経費に関連する経費のことで、具体的には、自宅兼店舗に係る固

定資産税、減価償却費、家賃、火災保険料、事業と家事共用の水道光熱費、電話代、インターネット回線費用、消耗品費、車両に係る費用などがあります。これらの費用については、業務上、直接必要である部分を明らかに区分することが出来る場合は、その部分の金額のみ必要経費に算入することが出来ます。

必要経費部分と家事費用部分の区分については、実務上は明確な基準が設けられていません。したがって、次のような判断を行い、必要経費部分を算定することが考えられます。

- ① 自宅兼店舗に係る費用：：事業用部分と自宅部分の床面積により区分
- ② 水道光熱費：：事業用部分の使用面積割合、コンセントの数、その他客観的な指標により区分
- ③ 電話代、インターネット回線費用、パソコン購入に係る費用：：事業用部分の利用明細、事業に係る使用時間などにより区分
- ④ 車両に係る費用：：事業に係る走行距離、使用日数など

により区分

## 6 新型コロナウイルス感染症に係る支援金等収入の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年も収入が減少したことに對する補償や、必要経費の補てんを目的として支給される、国の事業復活支援金、一時支援金、月次支援金や、地方自治体の支援金などを受給された方も多いのではないだろうか。

これらの金額は、所得税の課税対象となるので計上もれのないようにご注意ください。

なお、その収入の計上時期は、実際に入金された日ではなく、支給決定時や、支給対象となる経費を支出した時になります。

誤った申告を行った場合は、修正申告や更正処分により追徴課税が生じ、また、例えば金融機関から融資を受ける際に、不利になるケースなども考えられますのでご注意ください。

【参考資料】  
国税庁  
タックス  
アンサー  
「確定申告」





# 個人事業主、 自営業者等の 令和4年分 確定申告



令和4年分の確定申告の時期が到来しました。

今回は申告の際に注意する点等について確認していきます。

## 1 申告期限と納期限

令和4年分の所得税等の申告・納付期限は令和5年3月15日になります。ただし、自己名義の預貯金口座からの口座引落し（振替納税）の手続きをしている場合の引落日（振替日）は令和5年4月24日です。

なお、令和4年分の消費税等の申告・納付期限は令和5年3月31日、振替納税の振替日は令和5年4月27日となります。

## 2 振替納税の手続き

令和4年分の申告から振替納税を行う場合は、利用しようとする国税の納期限までに、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書（振替依頼書）」を作成の上、納税地を所轄する税務署又は振替依頼書に記載した金融機関へ提出するか、e-Taxにより依頼書を提出する必要があります。

なお、預貯金口座の変更依頼や振替納税の取りやめ依頼がない場合、所轄の税務署が変更とされない場合は、自動的に次回以降も振替納税が行われることとなります。また、残高不足等で振替納税ができない場合には、法定納期限の翌日から延滞税がかかるので注意が必要です。

## 3 令和4年分からの変更点

### (1) 申告書の様式

令和4年分の確定申告から、医療費控除や住宅ローン控除などの適用のために使用する申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されています。

### (2) 住宅ローン控除制度の見直し

省エネ性能等の高い認定住宅等（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅）につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額が上乘せされました。一方、実際のローンの借入金利が改正前の控除率である1%を下回るケースが多いことから、控除率が0.7%とされています。

また、適用対象者の所得要件が合計所得金額2000万円以下（改正前3000万円以下）となり、合計所得金額1000万円以下の者は、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件が40㎡以上（原則50㎡以上）に緩和されました。

## 4 業務に係る事業所得と雑所得の区分について

例えば、一般的なサラリーマンが副業を行った場合、その所得は事業所得、雑所得のどちらに該当するか問題が生じます。事業所得に該当する場合は、損失が生じたときは給与所得と

の損益通算が可能となります（雑所得の場合は損益通算が認められていません）。

また、青色申告の届出を行うことにより、青色申告特別控除の適用を受けることもできます。事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動を、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定することとなりますが、令和4年10月に、所得税基本通達の改正が行われ、「事業所得」と「業務に係る雑所得」の区分が明確化されました。

具体的には、その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除いて、その取引を記録した帳簿書類の保存がない場合には、業務に係る雑所得に該当することとされています（なお、事業所得の場合は、たとえ白色申告であっても、その取引を記録した帳簿書類の保存が必要となります）。したがって、その所得に係る収入金額が300万円以下の場合は、記帳・帳簿書類の保存がされていないことにより、事業